

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の制定について

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日 提出

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、盜品等の売買等の防止及びこれの速やかな発見を図るため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行うことにより、窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、これによる被害の迅速な回復に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この条例において「特定金属類」とは、金属製の物品であつて、次の各号に掲げるものをいう。ただし、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物であるものを除く。

- 一 電線（製品の部品であつて、当該製品から分離されていないものを除く。）
- 二 主として側溝その他の排水施設に用いられる蓋であつて、格子状その他これに類する形状であるもの

三 マンホールの蓋その他これに類するものとして千葉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるもの

四 主として建設工事の現場において敷板として使用される板

五 主として建設工事の現場において足場に用いられる板

六 銅又は銅合金の板であつて、建築材料その他これに類するものとして公安委員会規則で定めるものとして使用されるもの

七 前各号に掲げるもののほか、盜難等による被害の状況及び盜品等の流通の状況を勘案して公安委員会規則で定めるもの

2 この条例において「特定金属類取扱業」とは、特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、次の各号に掲げる営業以外のものをいう。

一 特定金属類を売却すること又は自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業

二 製造後使用されたことのない特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受

けて売買し、若しくは交換することのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）

三　自ら特定金属類の使用（その全部又は一部を原材料として利用することができる状態にすることを除く。）をするためにこれを買い受けることのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）

四　前各号に掲げるもののほか、盜品等を取り扱うおそれが少ない営業として公安委員会規則で定めるもの

3　この条例において「特定金属類取扱業者」とは、次条の許可を受けて特定金属類取扱業を営む者をいう。

4　この条例において「盜品等」とは、盜品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。

（許可）

第三条　特定金属類取扱業を営もうとする者は、あらかじめ千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならぬ。

（許可の基準）

第四条　公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又は第二十四条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三　千葉県暴力団排除条例（平成二十三年千葉県条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

四　第二十条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五　第二十条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第五号の規定による届出書の提出をした者（特定金属類取扱業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該提出の日から起算して五年を経過しないもの

六　心身の故障により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

七　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当す

るもの

- 八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の手続)

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 行商をしようとする者であるかどうかの別
- 四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の許可を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
- 二 第四条各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- 2 公安委員会は、第三条の許可を受けた者の営業所の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会規則で定める事項を公示し、その公示の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十
八号）第三章の規定は、適用しない。
(変更の届出)
- 第七条 特定金属類取扱業者は、第五条第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、その三日前までに、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。
- 2 特定金属類取扱業者は、第五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その日から十四日（公安委員会規則で

定める場合にあつては、二十日）以内に、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第八条 特定金属類取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、公安委員会規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 特定金属類取扱業を廃止した場合 特定金属類取扱業者であつた個人又は特定金属類取扱業者であつた法人を代表する役員

（名義貸しの禁止）

第九条 特定金属類取扱業者は、自己の名義をもつて、他人に特定金属類取扱業を営ませてはならない。

（行商人証の携帯等）

第十条 特定金属類取扱業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した行商人証（以下「行商人証」という。）を携帯していなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるとときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該代理人等に行商人証を携帯させなければならない。

3 特定金属類取扱業者又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から行商人証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（標識の掲示等）

第十一條 特定金属類取扱業者は、公安委員会規則で定めるところにより、県内に所在する営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の

閲覧に供しなければならない。

(確認等及び申告)

第十二条 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならぬ。

- 一 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。
- 二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。
- 三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録であつて、これらの情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。）が行われているものの提供を受けること。

四 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

- 一 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合
- 二 自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受ける場合
- 3 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該特定金属類について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。
(帳簿等への記載等)

第十三条 特定金属類取扱業者は、買受け若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、特定金属類を受け取ったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その都度、次の各号に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類として公安委員会規則で定めるもの（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならぬ。ただし、前条第二項各号に規定する場合は、この限りでない。

一 取引の年月日

二 特定金属類の品目及び数量

三 特定金属類の特徴

四 相手方の住所、氏名、職業及び年齢

五 前条第一項の規定によりとつた措置の区分（同項第一号及び第四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法）

第十四条 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならぬ。

2 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、公安委員会規則で定めるところにより、直ちに公安委員会に届け出なければならない。

(品触れ)

第十五条 千葉県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、特定金属類取扱業者に対して、盗品等の品触れを書面により発することができる。

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第二百二号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

3 特定金属類取扱業者は、品触れを受けた日にその特定金属類を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する特定金属類を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

4 千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

(差止め)

第十六条 特定金属類取扱業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた特定金属類について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合において、警察本部長等は、当該特定金属類取扱業者に対し三十日以内の期間を定めて、その特定金属類の保管を命ずることができる。

(報告徵収)

第十七条 警察本部長等は、この条例の施行に必要な限度において、特定金属類取扱業者

に対し、盜品等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十八条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、営業時間内に限り、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所に立ち入り、特定金属類及び帳簿等（第十四条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第二十七条第五号において同じ。）を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第十九条 特定金属類取扱業者又はその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盜品等の売買等の防止又は盜品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、期限を定めて、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(許可の取消し等)

第二十条 特定金属類取扱業者若しくはその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において盜品等の売買等の防止若しくは盜品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は特定金属類取扱業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定金属類取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第二十一条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続条例第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による处分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、千葉県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

第二十二条 第三条の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して許可を受けないで特定金属類取扱業を営んだ者
- 二 偽りその他不正の手段により第三条の許可を受けた者
- 三 第九条の規定に違反した者
- 四 第二十条の規定による命令に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項、第十四条第一項又は第十五条第三項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者
- 三 第十四条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第十五条第二項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者
- 五 第十六条の規定による命令に違反した者
- 六 第二十六条 第五条の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 七 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第七条の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
 - 二 第八条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者
 - 三 第十条第一項若しくは第二項又は第十一条の規定に違反した者
 - 四 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第十八条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に關し、第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定金属類取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例の規定にかかるらず、当該特定金属類取扱業を営むことができる。その者がその期間内に第三条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和六年千葉県条例第号）に基づくもの	特定金属類取扱業許可申請手数料	き	一件につき	一万九千円
---	-----------------	---	-------	-------

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日提出

千葉県知事 熊谷俊人

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十二条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（県内において同項に規定する市町村災害対策本部が設置された場合にあつては、発生し、又は発生するおそれがある災害の程度が当該区域における災害の程度に類する区域として人事委員会が定める区域を含む。）に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

第十一條第七項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に、「通信施設」を「又は通信施設」に、「鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が定める作業」を「の作業」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会が定める作業

附則第七項中「第十一條第七項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。
附則第十項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

別表第二十九 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の項を次のように改める。

九 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	1 第七条第一号の作業のうち巡回監視に従事したとき（大規模な灾害として人事委員会が定める灾害に係る作業に従事した場合を除く。）。
九 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	日額七一〇円（人事委員会が著しく危険であると認める区域で従事した場合につては当該額にその

				百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（人事委員会が著しく危険であると認める区域で従事した場合は当該額にその百分の五十を加算した額）
2	第七条第一号の作業のうち応急作業等に従事したとき。			日額一、〇八〇円（人事委員会が著しく危険であると認める区域で従事した場合にあつては当該額にその百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（人事委員会が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）
3	第七条第二号の作業に従事したとき（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合を除く。）。			日額七一〇円（深夜に従事した場合については、当該額にそとの百分の五十を加算した額）
4	第七条第三号の作業のうち同条第一号に掲げる作業に相当する作業に従事したとき（大規模な災害として人事委員会が定める災害に	日額一、〇八〇円の範囲内で人事委員会規則で定める額（人事委員会が著しく危		

く。）。係る作業に従事した場合を除

第二号に掲げる作業に相当する作業に従事したとき（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合を除く。）。

6 大規模な災害として人事委員会
が定める災害に係る作業に従事し
た場合であつて、第七条第一号の
作業のうち巡回監視に従事したと
き又は同条第三号の作業のうち同
条第一号に掲げる作業に相当する
作業に従事したとき。

陥であると認める区域で従事した場合にあつては当該額にそ
の百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合
(人事委員会が著しく危険であると認め
る区域で従事した場合を除く。) にあつては当該額にその百
分の五十を加算した額)
日額七一〇円の範囲
内で人事委員会規則
で定める額(深夜に
従事した場合にあつては、当該額にその
百分の五十を加算し
た額)
日額一、〇八〇円
(人事委員会が著しく危険であると認め
る区域で従事した場合にあつては当該額
にその百分の百を、
日没時から日出時までの間に従事した場
合(人事委員会が著しく危険であると認
める区域で従事した場合を除く。)にあ
つては当該額にそ

7 大規模な災害として人事委員会 が定める災害に係る作業に従事し た場合であつて、第七条第二号の 作業に従事したとき又は同条第三 号の作業のうち同条第二号に掲げ る作業に相当する作業に従事した とき。	百分の五十を加算し た額 日額一、〇八〇円 (深夜に従事した場 合にあつては、当該 額にその百分の五十 を加算した額)
--	---

別表第二 十七 警察事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 特別救助等作業手当の目を次のように改める。

(六) 特別救助等作業手当	日額	日額
1 第十一条第七項第一号の作業に 従事したとき。		七一〇円
2 第十一条第七項第二号の作業に 従事したとき(大規模な災害とし て人事委員会が定める災害に係る 作業に従事した場合を除く。)。	日額八四〇円(人事 委員会が著しく危険 であると認める区域 で従事した場合又は 人事委員会が著しく 危険であると認める 作業に従事した場合 にあつては当該額に その百分の百を、日 没時から日出時まで の間に従事した場合 (人事委員会が著し く危険であると認め る区域で従事した場 合及び人事委員会が 著しく危険であると 認める作業に従事し た場合を除く。)に あつては当該額にそ の百分の五十を加算	日額一、〇八〇円 (深夜に従事した場 合にあつては、当該 額にその百分の五十 を加算した額)

3 第十一条第七項第三号の作業に

従事したとき（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合を除く。）。

した額）

日額八四〇円の範囲内で人事委員会規則で定める額（人事委員会が著しく危険であると認める区域で従事した場合又は人事委員会が著しく危険であると認める業に従事した場合にあつては当該額にその百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（人事委員会が著しく危険であると認められる区域で従事した場合及び人事委員会が著しく危険であると認める作業に従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）

日額一、〇八〇円（人事委員会が著しく危険であると認められる区域で従事した場合又は人事委員会が著しく危険であると認める作業に従事した場合にあつては当該額にその百分の百

4 大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合であつて、第十一条第七項第二号の作業に従事したとき又は同項第三号の作業に従事したとき。

を、日没時から日出

時までの間に従事し

た場合（人事委員会

が著しく危険である

と認める区域で従事

した場合及び人事委

員会が著しく危険で

あると認める作業に

従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五

十を加算した額）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 2 （特殊勤務手当の内扱）

改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、令和六年一月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内扱とみなす。

議案第四号

千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定する特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日提出

千葉県知事 熊 谷 俊人

千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県県税条例の一部改正)

第一条 千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。
附則第五条の次に次の二条を加える。

（法人の事業税の納税義務者等の特例）

第五条の二 第三十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第八条の三の三第一項の政令で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）」とする。

附則第十条の三の表中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九项」に改める。

附則第十一条第二項第二号中「排出量が同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「」を「排出量が」に、「」という。）に定める」を「に定める」に改める。

第二条 千葉県県税条例の一部を次のように改める。

第三十四条第一項第一号口を次のように改める。

口 法第七十二条の二第一項第一号口に規定する所得等課税法人（以下口において「所得等課税法人」という。）及び所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち同号口(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものを除

附則第五条の二中「附則第八条の三の三第一項」を「附則第八条の三の三」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第三条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

(証紙の形式)

第三条 特例法第四条第三項及び第五項の証紙の形式は、別記第一号様式のとおりとする。

(自動車税の種別割の徴収の手続)

第四条 特例法第四条第四項に規定する場合以外の場合においては、第二条の自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、毎年四月中において、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

2 前条の証紙をもつて自動車税の種別割を払い込む場合において、当該自動車税の種別割の納税義務は、当該証紙に別記第二号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中千葉県県税条例附則第十一條第二項第二号の改正規定及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び附則第四項の規定は令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の千葉県県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の千葉県県税条例第三十四条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであつて、同月二十九日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定さ

れ、かつ、同月三十日から最初事業年度の開始日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号口に掲げる法人に該当したものを行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第五条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始日の前日から千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年千葉県条例第 号）附則第三項に規定する最初事業年度の開始日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第二条の規定による改正後の千葉県県税条例第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日提出

千葉県知事 熊谷俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

別表第一政治資金規正法（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に基づくものの項少額領収書等の写しの開示手数料の中

政治資金規正法 施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この項において「政令」とい う。）第十二条	用紙一枚につき	十円
政令第十二条第 二号に掲げる方 法によるもの	フレキシブルディスクカートリッジ一枚につ き	五十円に少 額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額
政令第十二条第 二号に掲げる方 法によるもの	ブルディスクカートリッジ一枚につ き	五十円に少 額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

政治資金規正法 施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この項において「政令」とい う。）第十二条	用紙一枚につき	十円
--	---------	----

に、「第十二条第三号」を「第十二条第

第一号に掲げる
方
法
に
よ
る
もの

二号」に、「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百五十三号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第一項の規定による請求に係る少額領収書等の写しの開示については、改正前の使用料及び手数料条例別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に基づくものの項少額領収書等の写しの開示手数料の目の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同目中「政令第十二条第二号」とあるのは「政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百五十三号）による改正前の政令（以下「旧政令」という。）第十二条第二号」と、「政令第十二条第三号」とあるのは「旧政令第十二条第三号」と、「政令第十二条第四号」とあるのは「旧政令第十二条第四号」とする。

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日 提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第五条第一項中「（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。次項において「老人等」という。）にあつては、第二号から第五号まで）の」を「に掲げる」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 同居しようとする者がない場合にあつては、一般県営住宅に入居しようとする者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者でないこと。

第五条第一項第五号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「一般県営住宅において同居しようとする親族等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 一般県営住宅において同居しようとする者がある場合にあつては、当該同居をしようとする者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）又は児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として知事が定めるもの（第三章の二を除き、以下「親族等」という。）であること。

第五条第二項中「前項第二号ロ」を「前項第一号ロ」に改め、「（老人等にあつては、同項第二号から第五号まで）」を削る。

第五条の二中「第四号」を「第三号」に改める。

第七条第一項第二号中「親族」を「親族等」に改める。

第十一条中「親族」を「者」に改める。

第二十六条第一項、第三十三条の十四第二項及び第三十四条第二項中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第三十四条の二第一号イ中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等（省令第一条第一号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「前号イ及びロに定める者に応じそれぞれ」を削り、同条第三号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第三十四条の四第一項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第三十五条第一号中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「地域特別賃貸住宅において同居しようとする親族等」に改め、同条第五号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「地域特別賃貸住宅において同居しようとする親族等」に改める。

第三十八条第一項第六号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

第四十一条第一項の表第三十四条の四第一項の項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第四十二条の二第一項第一号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第四十二条の四中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第二条第九号及び第三十八条第一項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県東日本大震災市町村復興基金条例を廃止する条例の制定について

千葉県東日本大震災市町村復興基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和六年六月十三日提出

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県東日本大震災市町村復興基金条例を廃止する条例

千葉県東日本大震災市町村復興基金条例（平成二十三年千葉県条例第四十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。